

別表1（第7条関係 屋外広告物に関する交通安全上の基準）

「宮崎市屋外広告物ガイドライン」を遵守すること。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものは表示しない。

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

エ 後部の色が尾灯・方向指示器の色と紛らわしいもの（車体広告において）

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものは表示しない。

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 裸体及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ 絵柄や文字が過密であるもの

別表2（第8条関係 広告主の範囲とその順位）

順位	広告主の種類	広告の内容	備考
1	国、政府関係機関、地方公共団体その他これらに類するもの	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）	
2	公社、公団、公庫、日本放送協会など	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）	
3	私企業のうち公共性の高い企業で次に掲げる事業を営むもの （1） 旅客運輸、水道、電気若しくはガス供給、新聞、放送、通信に係る事業を営むもの （2） 市内に本店若しくは支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫又は農業協同組合	市民生活に役立つもの	旅客運輸とは鉄道事業法、道路運送法又は航空法に基づく免許を受けて行うものに限る。
4	私企業のうち、市内で公共事業を請け負っているもの	市内で行う工事を通じて、スポンサーのパブリシティを行うもの	ここでいう公共事業とは、土地収用法第3条に該当する事業をいう。
5	公益法人	業務全般（ただし営利宗教、政治・反社会的なものは除く）	ここでいう公益法人とは、社団法人、財団法人、学校法人（学校教育法第1条、第82条の2又は第83条に規定する学校で監督官庁の認可を受けたものをいう。）、社会福祉法人又は医療法人をいう。
6	市内の地域産業、商店街、市場、専門店の連合体	業務全般	
7	レクリエーション施設	利用案内など	不特定の市民が利用できる施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に該当するものは除く。）
8	その他	業務全般	

別表3 (第9条関係 個別の基準)

業種、商法、商品	表示内容等の制限
人材募集	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋のうたがいのあるものは認めない。 2 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。
語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：1ヶ月で確実にマスターできる等</p>
学習塾・予備校等 (専門学校を含む)	<p>合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて示し根拠を明確にする。</p>
外国大学の日本校	<p>下記の趣旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表現すること。 「この資格は国家資格ではありません。」等 2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表現すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等 3 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは認めない。 4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
病院、診療所、助産所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。 2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 4 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 5 薬機法等の法令やそれら法令に関連する広告の指針に抵触する内容は広告できない。 6 マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 7 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課(宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課)に確認すること。
施術所(あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)	<ol style="list-style-type: none"> 1 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。 4 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課(宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課)に確認すること。

薬局、薬店、医薬品、 医薬部外品、化粧品、 医療用具(健康器具、 コンタクトレンズ等)	1 広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課(宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所各担当課)で広告内容についての了解を得ること。
いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	1 広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課(宮崎市においては宮崎県及び宮崎市保健所の各担当課)並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	1 サービス全般(老人保健施設を除く) (1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。 (2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (3) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：宮崎市受託事業者 等 2 有料老人ホーム (1) 前項に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示は全て表示すること。 (2) 所管都道府県の指導に基づいた者であること。 (3) 公正取引委員会が景品表示法第4条第1項第3号に基づき策定した「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に規定した表示は掲載できない。 3 有料老人ホーム等の紹介業 (1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
不動産事業	1 不動産事業者の広告の場合は、法人名、所在地、連絡先、許可免許証番号等を明記する。 2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 4 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等
旅行業	1 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 2 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌・週刊誌等	1 適正な品位を保った広告であること。 2 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 3 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言・写真)がないものであること。 4 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 5 タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。 6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 7 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写

	<p>真は原則として表示しない。</p> <p>8 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画・興行等	<p>1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>2 性に関する表現で扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない</p> <p>3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。</p> <p>5 ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない</p> <p>7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
占い・運勢判断	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>3 料金や販売について明示する。</p>
結婚相談所・交際紹介業	<p>1 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証が必要）を明記する。</p> <p>2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p>
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
募金等	<p>1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 下記の主旨を明確に表示すること。 例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等</p>
質屋・チケット等再販売業	<p>1 個々の相場、金額等は表示しない。 例：〇〇のバッグ〇〇〇円、航空券 東京～宮崎〇〇〇円 等</p> <p>2 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
トランクルーム及び貸し収納業者	<p>1 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付）であることが必要。</p> <p>2 「貸し収納業者」は会社以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等</p>
ダイヤルサービス	ダイヤルQ2のほか、各種のダイヤルサービスは内容を確認の上、判断する。
古物商・リサイクルショップ	<p>1 営業形態に応じ、必要な法令等に基づく許可を受けていること。</p> <p>2 許可番号を記載すること。</p>
廃棄物処理業者	<p>1 営業形態に応じ、必要な法令等に基づく許可を受けていること。</p> <p>2 許可番号を記載すること。</p>

その他、表示内容について注意すること。

- 1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- 2 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。
(根拠となる資料が必要)
- 3 無料で参加・体験できるもの。一部負担がある場合には、その旨明示すること。
例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等
- 4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。
- 5 肖像権・著作権
無断使用がないか確認する。
- 6 宝石の販売
虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認する必要あり)
例：「メーカー希望価格50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等
- 7 個人輸入代行業者等の個人営業広告
- 8 飲酒・喫煙に関すること
 - (1) 未成年者の飲酒・喫煙禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は20歳を過ぎてから」等
 - (2) 飲酒・喫煙行為を誘発するような表現の禁止。
例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿
 - (3) 飲酒運転禁止の文言を表示すること。
例：「飲酒運転は法律で禁止されています。」等
- 9 広告媒体としての市の信頼性、公平性等を遵守すること。